

機械の通関命令/税金還付/銀行保証取り消し/

修理後の再輸入機械の税金還付(通関手続き後)の許可申請

1. eMT Online システムに記入するため、機械の通関命令、税金 還付/銀行保証取り消し/修理後の再輸入機械の税金還付(通関手続き後)の許可申請の必要情報を用意する（申請案件はインボイス別にする）

1.1 適格請求書(Invoice)は以下の情報を有すること。

- 適格請求書の番号 (Invoice No)
- 適格請求書の日付(Invoice Date)
- 機械名称/メーカー/スペック/数/単位
- 輸入価格/通貨

1.2 機械輸入日（恩典使用期間内であること）

1.3 輸入する税関局（通関手続きをする税関局）

1.4 輸入国

1.5 外貨為替レート（通貨単位 = タイバーツの換算）

1.6 インボイスにおける順番、輸入申告書における順番

1.7 輸入申告書（税金還付の通関命令の場合は輸入申告書の番号は 14 桁）

必要情報を用意したら、申請案件をシステム上で提出

1. インベスター・クラブ(IC)のスタッフが提出した順番で申請案件を受理し、機械の通関命令/税金還付/銀行保証取り消し（全額でない場合は、追加で関税の請求書も印

刷する) /修理後の再輸入機械の税金還付(通関手続き後)の認可通知とレポートを印刷し、BOI 担当官に送る。

2. BOI 担当官が機械の通関命令/税金還付/銀行保証取り消し/修理後の再輸入機械の税金還付(通関手続き後)の認可通知に署名をする。

3. システムを通じて、IC スタッフが通関命令/税金還付/銀行保証取り消し/修理後の再輸入機械の税金還付(通関手続き後)の認可通知を添付し会社を送って (PDF 形式)、電子データ (XML) を関税局に送る。

4. 会社が関税局にて通関命令/税金還付/銀行保証取り消し/修理後の再輸入機械の税金還付(通関手続き後)の手続きができるように、IC スタッフが通関命令/税金還付/銀行保証取り消し/修理後の再輸入機械の税金還付(通関手続き後)の認可通知の原本を会社に渡す。

機械の通関命令/税金還付/保証取り消し(通関手続き後)の許可申請の手続き

